

新潟市都心のまちづくり推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 本市の更なる拠点性向上に向け、新潟駅周辺・万代・古町をつなぐ新たな都心軸における魅力あるまちづくりや賑わい創出等を組織横断的かつ効果的に推進するため、新潟市都心のまちづくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 都心エリアに関する政策、計画、事業等の総合調整に関すること。
- (2) 都心エリア及び関連する区域に関する情報の収集と提供に関すること。
- (3) その他、本部長が必要と認めること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、事務局長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、事務局長は都心のまちづくり担当理事を充てる。代位順位は、あらかじめ本部長が定める。
- 3 本部員は、市長、副市長、都心のまちづくり担当理事、政策企画部統括政策監、文化スポーツ部長、観光・国際交流部長、経済部長、農林水産部長、都市政策部長、土木部長及び中央区長を充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員とすることができる。

(本部長、副本部長及び事務局長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき、又は本部長に事故があるときは、その職を代理する。
- 3 事務局長は、本部長の命を受けて、本部の庶務を掌理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明

を求め、又は意見を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に掲げる事項を具体化・推進するため、本部にワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、都心のまちづくりに関係する課等に属する者を充てることとし、必要に応じて追加することができる。

3 ワーキンググループにはリーダーを置き、本部長が指名する。

4 ワーキンググループは、本部長から付託された事項を調査研究のうえ、効果的な方策・事業等を立案し、本部へ報告する。

5 その他、ワーキンググループに関する事項は、本部長が定める。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、都市政策部に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

(新潟市都心のまちづくり推進会議設置要綱の廃止)

2 新潟市都心のまちづくり推進会議設置要綱(令和2年6月25日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。